

第 24 章

司法及び警察

第 24 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成 14 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、29 万 6805 件で、前年に比べ 9557 件(3.3%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 17 万 3555 件(構成比 58.5%)で、前年より 748 件(0.4%)増、地方裁判所が 11 万 4647 件(構成比 38.6%)で、前年より 9086 件(8.6%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 8603 件(構成比 2.9%)で、前年より 277 件(3.1%)減となっている。

なお、既済件数は 1 万 3130 件(4.7%)増の 29 万 5267 件、未済件数は 1538 件(2.4%)増の 6 万 5713 件となっている。

刑事事件

平成 14 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 15 万 3888 件で、前年に比べ 5532 件(3.7%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 11 万 4741 件で、前年より 2998 件(2.7%)増、地方裁判所が 3 万 6486 件で、前年より 2296 件(6.7%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 2661 件で、前年より 238 件(9.8%)増となっている。

家事事件

平成 14 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 4 万 184 件と前年に比べ 2460 件(6.5%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 42.6%(1 万 7111 件)、「相続放棄」が 26.3%(1 万 563 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 7.0%(2821 件)、「改氏」が 3.3%(1307 件)となっており、この4事件で全体の 79.1%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 9000 件で、前年に比べ 465 件(5.4%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 42.3%(3807 件)と全体の半分近くを占めており、次いで、「子の監護処分」の 15.1%(1361 件)、以下、「親権者変更等」の 9.9%(889 件)、「遺産分割」の 7.0%(629 件)となっている。

少年保護事件

平成 14 年年中における少年保護事件の新受理人員は 2 万 3255 人で、前年に比べ 719 人(3.2%)の増となっている。

事件別にみると、「窃盗」が 7164 人(構成比 30.8%)、「道路交通法違反等」が 6856 人(同 29.5%)、「横領」が 3312 人(同 14.2%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 5526 人(構成比 66.8%)で、前年に比べ 1054 人(7.3%)の増、特別法犯は 7514 人(構成比 32.3%)で、前年に比べ 374 人(4.7%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「強盗・強盗致死傷等」が 30 人(12.6%)増となっており、「窃盗」が 1024 人(16.7%)増、「恐喝」が 29 人(7.5%)増、「業務上過失致死傷等」が 106 人(3.6%)減、「傷害」が 51 人(6.5%)増等となっている。

次に、平成 14 年の少年院の入出院状況を見ると、新収容者は 479 人で、前年に比べ 11 人(2.4%)の増となっており、退院者(仮退院を含む)は 478 人で、前年に比べ 33 人(7.4%)の増となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 14 年年中に取り扱った新受理件数は 674 件で、前年に比べ 23 件(3.5%)の増となっている。

事件別にみると、「暴行・虐待」が 168 件(構成比 24.9%)、「強制・強要」が 122 件(同 18.1%)等となっている。

刑法犯

平成 14 年年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 30 万 429 件で、前年に比べ 2 万 6833 件(8.2%)の減、検挙件数は 3 万 9100 件(検挙地主義)で、前年に比べ 1603 件(4.3%)の増となっている。

罪種別では、窃盗犯が 25 万 866 件で全体の 83.5%を占め、次いで、その他が 2 万 8158 件(構成比 9.4%)、知能犯が 9700 件(同 3.2%)と、この3種で認知件数全体の 96.1%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 4664 人で、前年に比べ 31 人(0.2%)の増となっている。

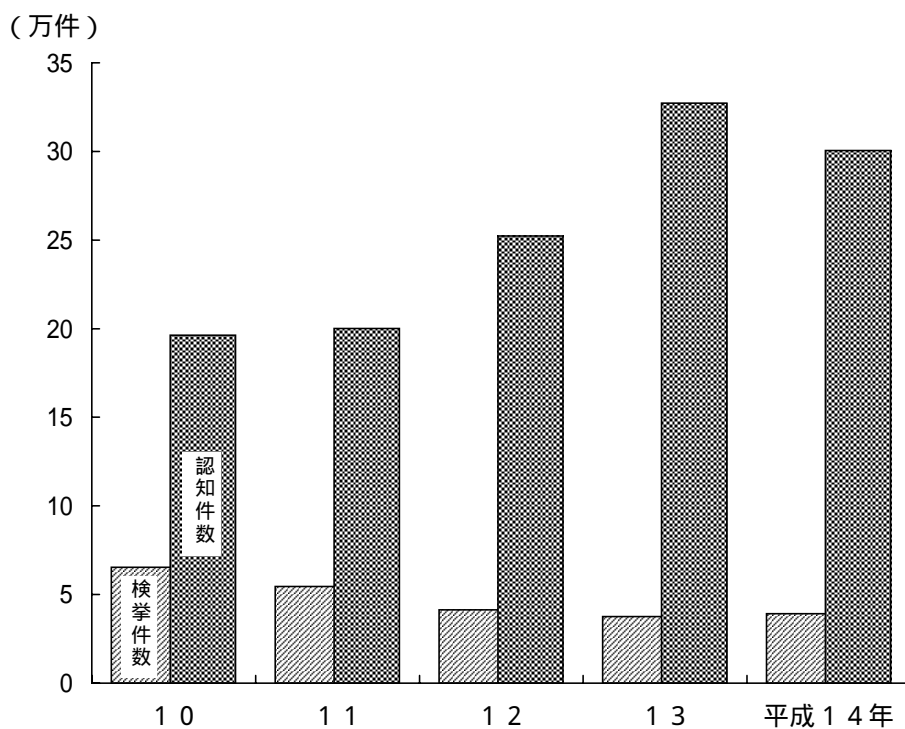
罪種別では、窃盗犯(8192 人)、その他(4471 人)、粗暴犯(1635 人)の順となっている。

また、年齢別では、15 才の 2766 人、14 才の 2606 人、16 才の 2497 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

〈犯・不良行為等の補導人員は 30 万 6122 人で、前年に比べ 4 万 7685 人(18.5%)の増となっている。

行為別にみると、「喫煙」が 14 万 8642 人で全体の 48.6%を占め、以下、「深夜はいかい」が 13 万 5232 人、「その他」が 6093 人、「暴走行為」が 4552 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成14年)

